

(平成 20 年度保健師班図表まとめ)

事実経過	住民の反応	保健所判断・対応	PHN 判断	PHN 復割・業務	PHN 要した能力	その他
(2～8 日目) ・2 日目 9：00 救護所開設 16：30 10Km 圏域屋内退避解除	2 日目の屋内退避解除後は、相談場所へ対する問い合わせが増加する。	毎朝：所内対策会議、情報整理、相談対応の意思統一	・治療中患者の薬の確保の必要性 ・住民の不満・不安・怒りは継続してみられ身体症状の主訴など継続するオローネを必要とする住民が存在するため継続的な健	・要援護者（精神障害者など）へ電話による状況確認 ・治療中患者の薬を主治医確認、病院へ手配、配布 ・取り寄せた災害時マニュアル、資料をまとめて交代派遣保健師へ配布	・情報収集、状況把握、判断能力 ・連絡、報告、方針共有 ・健康相談（不安対応）	・検査：1 検査時、保健師一人当たり約 100 人の住民の採血実施（放射能事故の特殊性から万が一の場合の保障問題により民間看護師協力得られず）
・3 日目 11：55 県（部長）血液検査実施指示 18：30 避難解除	検査に関すること、生活（井戸水、家庭菜園、魚類の安全性など）問い合わせが増加。	2 日目：電話相談に朝まで追われる精神障害者など状況把握 3 日目：保健所保健師を避難所、相談所などへ配置、健	康調査運営	・相談対応事項の作成	・情報提供	・訪問調査：平時住民と接点のある村保健師と保健師の同行訪問が不安住民への効果的な方法と判断
・4 日目 18：00 避難者全員帰宅 ・5 日目 県メンタルヘルス対策研修開催指示	3 日目には電話相談数は前日の 1 割程度と減少するが相談所における検査受診者はピークとなる。今は正常と言われても不安が消えない住民が多い数存在する。	4 日目：東海村村長と所長協議。周辺住民へ保健師の訪問相談実施決定	・正確な情報伝達 ・指導内容統一の必要性（専門家対応） ・平常業務再開に伴う市町村支援の必要性	・活動記録の整理 ・診察、血液・尿検査、診察、身体表面汚染検査、相談など	・関係者との情報交換、意思統一 ・マスコミ対応（住民の人権、精神的ダメージを配慮した対応）	・訪問調査：平時住民と接点のある村保健師と保健師の同行訪問が不安住民への効果的な方法と判断
・6 日目 臨界事故相談窓口県庁に開設 ・7 日目 救護所 4 保健所	地城はマスコミ、研究者が多く、日常生活とは程遠い状況が継続する	5 日目～健康相談など対策の検討、実施の継続	・要請を県へ要請	・庭訪問実施（村・保健所保健師同行訪問）47 世帯 9 会社	・村母子保健業務再開へ保健所保健師による支援	・活動記録
・8 日目 村母子保健事業			・マスコミ対応	・マスコミ対応	・活動結果モニタリング・評価	

(平成20年度保健師班図表まとめ)

事実経過	住民の反応	保健所判断・対応	PHN 判断	PHN 役割・業務	PHN 要した能力	その他
(1.5カ月後～) (行動調査および 結果通知) 放射線 医学総合研究所職 員 2名、県保健師 1名計 3名班編成 訪問 ＊目的：住民の推 定線量算出 ＊対象：350KM 圏内住民と事業所 ・事業所 19か所、 従業員 160名 ・村 39世帯、132 名 ＊行動調査：11/19 ～11/20 ＊結果通知：1/28 ～1/29	1か月以上後の調 査であり、国(科 学技術庁)職員訪 問に対し、住民の 怒りが向けられ、 調査に時間を要す る家庭もある。不 眠、食欲低下、い らいら、不安、外 の物に手があれら れないなど身体的 主訴、妊娠こども への影響不安、放 射線被ばくに対する 不安などの質問 があつた。専門家 の相談は不安の解 消になつたが、多 くの情報が氾濫し 行政に対する不信 感ができていた。	事故後 1ヵ月間の 身体汚染表面検査 受診者 76,000人、 健 康 相 談 受 診 5,700 人 ＊目的：住民の推 定線量算出 ＊対象：350KM 圏内住民と事業所 ・事業所 19か所、 従業員 160名 ・村 39世帯、132 名 ＊行動調査：11/19 ～11/20 ＊結果通知：1/28 ～1/29	・住民感情に配慮 した調査実施の必 要性 ・住民の身体的主 訴は調査時点より 4割以下に軽減、 放射線の健康影響 不安はかなり減少 がみられた ＊今後に向けた対 策の検討、専門知 識の強化の必要性 の物に手があれら れないなど身体的 主訴、妊娠こども への影響不安、放 射線被ばくに対する 不安などの質問 があつた。専門家 の相談は不安の解 消になつたが、多 くの情報が氾濫し 行政に対する不信 感ができていた。	・放射線医学総合 研究所職員 2名と 県保健師 1名の班 編成による家庭訪 問による聞き取り 調査の実施。施設 職員に対する住民 苦情のクッショニ ンの役割 ・住民の怒りの受 け止め役や、不 安・疑問を残さな いように間をとり もつ支援に留意し た。 ・研修の企画・実 施 ・保健活動体験に 基づく意見・課題 の今後への反映	・関係職員と協働 による調査の実施 ・家庭訪問による 健康把握 ・健康相談 ・関係機関連携 ・住民の心理状態 に配慮した対応 ・施設職員への精 神的支援 ・継続的な活動の モニタリング、評 価 ・専門職連携 ・事故直後から対 応時期の活動総括 ・今後の体制整備 への反映(マニユ アル、研修、訓練 など)	・行動調査時にお いて、住民の不安、 行政への不満の高 さから、放射線医 学研究所職員と、 住民との間の潤滑 油として働く必要 があると判断し配 慮した 原子力災害特別措 置法 (H.11.12.17 制定)

(表3) Competency および Competency 形成に必要な能力

保健所長に求められる Competency	保健師に求められる Competency・役割・業務	Competency 形成に必要な能力
発生「第一報」「初動調査結果」から地域保健上のインパクトをはかる能力。	<ul style="list-style-type: none"> ・施設・職員など安否確認 ・被害状況・情報把握 ・生命・安全・健康への影響把握 ・個人、家族、集団、地域のニーズ把握 ・避難生活、環境把握 ・要援護者の安否確認 ・状況・判断の随時報告 ・平常事業から危機管理事業への移行の調整 ・対策本部、保健所などの活動方針の把握 ・関係機関との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・事故・災害に関する知識 ・支援に係る法的根拠 ・担当する政策、施策の概要の知識 ・行政組織の対策・使命の理解 ・専門職の果たす役割の知識 ・情報収集、アセスメント能力 ・現地調査（地区踏査）実践力 ・疫学、地区診断力 ・必要な保健活動の判断力 ・緊急重要度・優先度の判断力 ・意思決定能力 ・支援マンパワー量、資源、体制などの判断力 ・関係機関、職種との連携 ・随時連絡、報告、相談
原因究明調査のマネジメントができる能力。	<ul style="list-style-type: none"> ・地区踏査（アウトリーチ） ・避難所環境・生活調査 ・健康調査 ・在宅家庭訪問調査 ・仮設住宅入居者調査 ・調査結果分析 ・個別記録整備・管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・実態把握能力 ・地区資源情報整理（地図作成など） ・被害特性、地域特性を加味した調査の企画能力 ・調査体制整備能力 (人材確保、人員配置、活動ガイドライン・マニュアルの作成など) ・調査の実施・運営能力 ・調査統計・分析手法に関する能力 ・調査従事者、体制マネジメント能力 ・調査実態から今後の課題や対策などの予測ができる能力 ・情報管理能力
対策遂行の組織マネジメントができる能力。	<ul style="list-style-type: none"> ・対策遂行のための直接的支援活動の実施 (救命・救護、診療体制整備・解除、治療などに必要な医薬品の確保、遺体 	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的な政策形成能力 ・被災者支援活動の基本的専門的知識 ・ミッション、ビジョンに沿った遂行のための体制整備能力 ・チーム管理能力

	<p>処置、遺族対応、衣食住などの生活支援・調整、避難環境整備、物資支給、二次的健康障害発生予防対策、健康相談、健康診査の実施、情報提供など)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活動・調査協力者（応援・派遣職員、関係機関職員、ボランティアなど）のマネジメント ・組織内外の調整・連携 ・関係機関連携、調整 ・継続的・効果的な業務の遂行ができるための職員の休暇・勤務シフトの管理 ・適材配置 ・職員の健康管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・マネジメント能力 ・個人・集団・地域へ対する支援活動の実践能力 ・二次的健康被害防止のための実践力 ・活動内容・方法共通化のためのマニュアルなどの作成能力 ・健康相談、健康教育、家庭訪問など状況や目的に応じた保健活動方法の判断力 ・上記判断にもとづく企画能力 ・計画実践、遂行能力 ・自己判断能力 ・主体的、臨機応変に対応できる実践能力 ・活動のモニタリングによる対策検討や方針変更の判断の能力 ・交渉・折衝能力 ・活動方針の共有ができる能力 ・応援職員へ対するイニシアティブ ・支援活動従事者の指示命令系統の確立ができる能力 ・人事管理能力 ・組織運営能力 ・セルフケア能力 ・ストレスマネジメント能力
判明事実・対策方針等迅速・正確な内外へ対する情報提供および説明能力。 スピークスマンとしての役割。	<ul style="list-style-type: none"> ・活動経緯から予測される健康課題の提案 ・支援活動従事者間における活動共有、検討のための定期的なミーティングの開催 ・活動方針、方法統一のためのマニュアルの検討 ・検査に対する住民不安への対応の実施 ・専門職機関職員に対する 	<ul style="list-style-type: none"> ・過去の事例、新たな情報を駆使し、実態および今後の予測判断ができる能力 ・長期的視点、幅広い視野による戦略的な企画立案力 ・対策提言ができる能力 ・会議（ミーティング）運営能力（情報整理、資料など提示、説明能力） ・住民不安を考慮した、検査の必要性や協力依頼、説明能力 ・プレゼンテーション能力

	<p>住民の怒りや不信感への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民の不安や疑問解消のための支援 ・プライバシーに留意したマスコミへの対応協力依頼 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民の心理状況（怒りなど）の受容 ・関係職員の調査が円滑に実施できるための調整能力 ・専門的知識の理解・説明能力 ・マスコミ対応への協力要請能力 ・建設的なコミュニケーション能力
対策後フォロー。 再発防止策を継続可能とするシステム、社会的コンセプス形成能力。	<ul style="list-style-type: none"> ・長期的な住民支援の継続 ・地域資源および人材（こころのケア、LSA、見守り推進員など）発掘や連携強化 ・保健所と市町村における健康危機管理対応の見直しや連携強化 ・住民の主体的活動支援 ・活動記録整理、報告書作成など ・健康危機管理対応のための資質向上（研修の企画・運営） ・危機管理発生対応マニュアルの見直しや再整備 ・保健活動の経緯のまとめ意見・課題の今後の政策への反映 ・被災活動従事職員の長期的な健康管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・長期的・継続的な活動のモニタリング能力 ・活動評価のための実践結果検討能力 ・関係者との協議の場の企画、総括能力 ・報告書作成、発表能力 ・継続的支援の事業化の必要性を明確にできる能力 ・継続的（長期）活動体制整備能力 ・地域・社会資源の開発能力 ・組織の活用と構築能力 ・人材育成能力 ・実践結果を反映させて今後に向けた計画立案・策定能力 ・システム化、政策化能力 ・関係機関調整能力 ・関係職種などへ対するコンサルテーション能力 ・予算の確保

表1・1 フェーズ0（発災当日）

		避難所・テント等に対する支援						他の保健活動			
県HC		市町村		県H.C.		市町村		県HC		市町村	
所内連携	他機関連携	所内連携	他機関連携	所内連携	他機関連携	所内連携	他機関連携	所内連携	他機関連携	所内連携	他機関連携
・管内避難所設置状況等の把握は所内全職員と連携	・県保健所内の救護所設置について、市町村は本庁、県医師会と連携	・避難所設置状況や実態把握に可能な所内全職員と連携	・避難所の救護所配置について、市町村→都市医師会、薬剤師会、歯科医師会と連携。DMAT、日赤など救護班設置の体制整備をはかる	・保険所の相当する要援護者（難病 pt 等）の安否確認は、所内全職員と連携	・在宅医療機器装着pt等安否確認は所内職員と連携	・要援護者把握および必要な支援への協力には、医療・保健・福祉関連機関や民生委員、自治会、患者会、社会福祉協議会等と連携	・在宅医療機器装着pt等安否確認は所内職員と連携	・管内全域の被害状況、保健活動把握ため医師会と連携	・医療チーム活動調整、拠点病院、DMA Tなどの調整指示を保健所長より確認し対応する	・保健活動上の物品の確保、配布については事務職と連携	・市町村対策本部との連携
・避難者の健康状態について市町村地区担当PHNと連携	・避難所の設置、調整は本庁、県医師会と連携	・避難者の健康状態については、出勤可能な所内全職員と連携	・人工透析者の医療確保に医師会・患者会（腎友会等）と連携	・福社避難所の確保と該当者の移動のため、所内職員と連携	・福社避難所の確認と該当者の移動のため、所内職員と連携	・医薬品調達は薬剤師と連携	・医薬品調達は薬剤師と連携	・管内全域の被災状況、拠点病院、DMA Tなどの調整指示を保健所長より確認し対応する	・食料・水など	・身元確認、遭体については栄養士と連携する。必要に応じ、保健所食品衛生監視員と連携	・応急救護、医療確保、受け入れ調整のため、DMAT等医療チームの県HCと連携
・避難所の運営協力については避難施設責任者（学長・施設長等）と連携	・避難所運営担当職員（区役所事務職）と連携	・被災者住民の健康や避難環境の把握のため、避難所運営担当職員（区役所事務職）と連携	・必要な支援への協力には、医師会、救急、医療・保健・福社関連機関、防衛看護ステーション、各種患者団体等と連携	・被災者住民の健康や避難環境の把握のため、避難所運営担当職員（区役所事務職）と連携	・被災者住民の健康や避難環境の把握のため、避難所運営担当職員（区役所事務職）と連携	・食料・水等に閲しては管理栄養士、食品衛生監視員と連携	・食料・水等に閲しては管理栄養士、食品衛生監視員と連携	・被災者住民の健康や避難環境の把握のため、避難所運営担当職員（区役所事務職）と連携	・被災者住民の健康や避難環境の把握のため、避難所運営担当職員（区役所事務職）と連携	・被体処置、保管、搬送、衛生管理等の対応は保健所環境衛生監視員と連携	・被体処置、保管、搬送、衛生管理等の対応は保健所環境衛生監視員と連携
・飲料水・生活用水の衛生確保のためHC環境衛生監視員と連携											

表1・2 フェーズ1(発災7~2時間以内)

		他の保健活動										
		市町村			県H.C.			市町村				
所内連携	他機関連携	所内連携	他機関連携	所内連携	他機関連携	所内連携	他機関連携	所内連携	他機関連携	所内連携	他機関連携	
・避難環境は、環境衛生監視員、食品管理は食品衛生監視員と連携	・避難者の健康管理のためには必要な体制やマンパワーについて把握し、看護職との調整を行う	・避難所の早期発見、早期対応は医療、看護職と連携	・避難所の早期発見、早期対応は医療、看護職と連携	・要援護者支援に応じ、看護師、管理栄養士、薬剤師、歯科医師と連携	・要援護者支援に応じ、看護師、管理栄養士、薬剤師、歯科医師と連携	・在宅要援護者入院については医師会など、緊急入所者等の手配業務については、福祉課、ケアマネージャーと連携	・要援護者の生活や療養に必要な物資の供給、配布調整は事務職と連携	・管内全城の実態把握、情報収集、整理は事務職と連携	・人的支援調整のため、市町村 PHN 統括者と連携	・指定外避難所等における被災者の確認、支援については医師会、救急と連携	・被災による外傷などにより緊急入院を要する者については医師会、救急と連携	

表1・3 フェーズ2（～2週間）

避難所・テント等に対する支援				他の保健活動			
県H.C	市町村	県H.C	市町村	母子・高齢者・障害者等支援	県H.C	市町村	市町村
所内連携	他機関連携	所内連携	他機関連携	所内連携	他機関連携	所内連携	他機関連携
<p>・同伴ベットについては、環境衛生監視員と連携</p> <p>・歯科医療や衛生物品の確保、口腔保健相談などについては、歯科医師、歯科衛生士と連携</p>	<p>・市町村災害保健活動支援（避難所の環境や食中毒予防に関する支援）、施設管理者、ボランティア、自衛隊などと連携</p> <p>（夏期：熱中症対策、冬期：防寒対策等）</p>	<p>・市町村災害保健活動支援（要援護者支援）のため、市町村地区担当PHNと連携</p>	<p>・市町村災害保健活動支援（要援護者支援）のため、市町村地区担当PHNと連携</p>	<p>・離乳食やミルクや服薬指導に関する支援については、精神障害者の医療や服薬指導に関する支援はこころのケアセンター職員、精神保健福祉士（⇒精神科医師）と連携</p>	<p>・市町村との定期的保健活動調整会議の実施のため、所内関係職種と連携</p>	<p>・全戸調査訪問の企画、準備に関わる事務的業務には事務職と連携</p>	<p>・災害後の精神的状況の強い住民への支援はこころのケアセンター職員、精神保健福祉士（⇒精神科医師）と連携</p>
				<p>・離乳食やミルクや服薬指導に関する支援は、精神保健福祉士と連携</p>	<p>・市町村の定期的保健活動調整会議の実施のため、所内関係職種と連携</p>	<p>・井戸水・湧水などの水質、応急給水生活に関する問い合わせについては、環境衛生監視員と連携</p>	<p>・災害後の精神的状況の強い住民への支援はこころのケアセンター職員、精神保健福祉士（⇒精神科医師）と連携</p>
				<p>・食中毒予防活動（食料・水などの供給状況、保存、管理）については、食品衛生監視員と連携</p>	<p>・在宅支援サービス利用者の実態把握と、サービス調整については、在宅ケアに関わる関係機関と連携</p>	<p>・妊娠・産婦の把握と保健指導、必要物品手配に関する業務については産科医や、助産師会と連携</p>	<p>・避難所の環境管理に関する業務（布団乾燥、入浴、クリーニングなど）については、環境衛生監視員と連携</p>

表1・4 フェーズ3(～1か月)

避難所・テント等に対する支援				他の保健活動				
県H.C	市町村	県H.C	市町村	母子・高齢者・障害者等支援	市町村	県H.C	市町村	
所内連携	他機関連携	所内連携	他機関連携	所内連携	他機関連携	所内連携	他機関連携	
同上	同上	同上	同上	<ul style="list-style-type: none"> ・供給食品、自衛隊の配食等に關しては管理栄養士、食品衛生監視員と連携 ・避難者健康診断(エコノミークラス症候群等)のために医師会、看護協会等と連携 ・福祉避難所避難者の処遇調整には福祉課等と連携 ・中長期的な環境問題(仮設トイレ、仮設浴場、恵美、ハエ、蚊、暑さ対策など)に関する支援については環境衛生監視員と連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・糖尿病患者、食物アレルギーなど特別栄養食品に関する相談については、管理栄養士と連携 ・要援護者の個別支援対応には、ボランティアや民生委員と連携 ・高齢者などのADL低下防止のための訪問指導については、PT等と連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・糖尿病患者の生活支援には福祉課と連携 ・要援護者の個別支援には、ボランティアと連携 ・HC平常業務再開のため関係職種、事務職と連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・アルコール問題、ニタリング、評価のため事務職員と連携 ・応援・派遣PHINの活動調整縮小、都退会計のため市町村協力者と連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅全戸調査訪問の企画、準備に関する業務にはボランティアと連携 ・学校再開等に向け、健康管理のため必要な応じ、保育所、幼稚園、学校等と連携 ・(個別、集団)健康教育会む)こころのケアンセンター職員、精神保健福祉士、精神科医と連携 ・仮設住宅入居者把握や、健康管理対策検討のため災対本部と連携 ・公衆浴場、仮設浴場等の設置に関する情報提供は、H.C環境衛生監視員と連携 ・他職種、他機関連携会議の開催、に関連する業務については事務職と連携 ・エコノミーカラス症候群予防対策は医師会と連携

表1・5 フェーズ4(1か月～)

避難所・テント等に対する支援				他の保健活動			
県H.C.		市町村		県H.C.		市町村	
所内連携	他機関連携	所内連携	他機関連携	所内連携	他機関連携	所内連携	他機関連携
・避難所及び仮設住宅保健活動に関する必要な調整支援には、所内関係職種と随時連携	・避難所及び仮設住宅保健活動に関する必要な調整支援には、所外関係職種と随時連携	同上	・避難所における二次的健康障害発生予防対策業務のために避難所責任者と連携	同上	・仮設住宅の要援護者の個別支援業務については、福祉課、自治会、民生委員、地域人材など(LSA、こころのケアスタッフ、ボランティアなど)と連携	同上	・災害保健活動の主たる業務のためには、所内関係職種と連携
			・仮設住宅入居者情報に関するこりについては区住民課、現地災害対策本部と連携		・要援護者の在宅療養支援のための地区かかりつけ医師と連携		・市町村中期的被災地支援計画策定、支援のため市町村統括PHNと連携
			・避難所における長期化する生活環境上の対応(清掃、布団クリーニングなど)については、環境衛生監視員と連携		・被災後初期からの保健活動の集約には事務職と連携		・平常業務再開のための検討、実施には協働従事する所内関係職種と連携
			・仮設住宅の生活環境上(冷暖房、換気、通風、採光、水質など)のニーズ把握と相談に対する業務は環境衛生監視員と連携		・被災初期から、自治会等地区組織や市町村まちづくり課等と連携		・仮設住宅における健診検査・健康管理業務には医師会と連携
			・仮設住宅入居者の健診ニーズ把握調査訪問にはH.C管理栄養士、歯科衛生士、環境衛生監視員、精神保健相談員などと連携		・新たなコミュニティづくり支援のため、自治会等地区組織や市町村まちづくり課等と連携		・応援・派遣職員、ボランティア等と連携
							・瓦礫撤去に伴う粉じん(アスベスト)にに関する問い合わせには環境衛生監視員と連携

(平成21年度保健師班図表まとめ)

表2 保健師と公衆衛生行政職員(所内関係職種)との連携支援

	医師	歯科医師・歯科衛生士	管理栄養士	食品衛生監視員	環境衛生監視員	精神保健相談員	事務職
場所	・救命救助、搬送調整等に 関わる支援	・食料、水の確保と供給に 関わる支援	・食料、水の衛生管理に関する支援	・給水、飲料水の安全に関する支援	・管内の避難所、救護所などに関する資料などの作成		
（避難所・テント・仮設住宅等）	フェーズ0 フェーズ1 フェーズ2 フェーズ3 フェーズ4	・医療救護班などの設置や調整に 関わる支援	・口腔衛生物品に関する支援	・配食食品。飲料水、炊き出しなどの食品の安全、衛生管理・(食中毒予防含む)に関する支援	・避難所生活環境整備に対する支援・緊急対応等に関わる支 援	・保健活動に関連する情報提供資料などの作成に関する支援	
要援護者等支援	フェーズ0 フェーズ1 フェーズ2 フェーズ3 フェーズ4	・避難者健康診断、集団予防接種等(インフルエンザ)に関する支援	・断水時の口腔衛生に関する支援	・食品の供給、栄養状況把握、指導に関する支援	・テント生活者等の生活環境応急給水、仮設浴場の設置などに関する情報提供支援	・中長期的環境問題(布団乾燥、クリーニング、仮設浴場、悪臭、室温など)に関する支 援	
その他保健活動	フェーズ0 フェーズ1 フェーズ2 フェーズ3 フェーズ4	・救急・重症患者対応調整	・遺体の衛生管理などに関する支援	・災害時要援護者安否確認	・被災後の精神的症状などに関する支援	・精神科治療、服薬、精神保健施設サービス等に関する支援	
	フェーズ0 フェーズ1 フェーズ2 フェーズ3 フェーズ4	・乳食やミルク、高齢者用の食品など確保、特別栄養食品(糖尿病患者、腎疾患患者、食物アレルギー等)に関する支援	・歯科医療、衛生物品の確保、口腔保健相談などに関する支援	・公衆浴場、仮設浴場等の開設等の情報提供に関する支 援	・瓦礫撤去粉じん(アスベスト)に関する支援	・PTSDなどごろのケアにに関する支援	
	フェーズ0 フェーズ1 フェーズ2 フェーズ3 フェーズ4	・情報収集(管内被災状況、健康被害、避難状況、医療・保健・福祉など関係機関稼動状況、職員安否確認、遺体の手当、急を要する問い合わせ対応など)	・遺体の衛生管理などに関する支援	・全戸調査訪問の企画、準備に関する支援	・平常業務再開のための支援	・保健活動のモニタリング、記録、評議などに関連する支援	

(平成21年度保健師班図表まとめ)

表3.1 保健師と環境衛生監視員の連携に関する認識(各班単独検討段階)の比較表—避難所・仮設住宅の場面

場(課題)	Phase	PHNの役割	保健師班での認識		環境衛生監視員班での認識			
			EHOとの連携	他職種との連携	Phase	EHOの役割	他職種との連携	
1.避難所	0	避難住民の健康や 避難環境の把握		その他 避難所運営担当職			PHNとの連携	その他
	2	避難環境管理		施設管理者・ボランティア				
環境衛生	1	避難環境管理 巡回相談 感染症予防	避難環境について	避難所運営担当職(環境整備、プライバシー確保)				
	2	保温、清潔、ペット対策等	保温、清潔、ペット対策等					
飲料水	2	応急給水(、仮設浴場設置など)に関する支援	応急給水(、仮設浴場設置など)に関する支援	食品衛生監視員	0 給水車からの飲料水の衛生確保	給水車からの飲料水の衛生確保	食監(ペットボトル) 水道担当部署(応急給水)	その他
					1 排泄場所の応急確保・衛生管理指導	排泄場所の応急確保・衛生管理指導	食監・医師(同左協議)	
排泄環境					2 仮設トイレの衛生指導	仮設トイレの衛生対策の周知		
					1 室内環境対策(保温・ごみ処理・換気など)	寢具衛生・冷暖房・換気・清潔など 対策を検討し周知。住民自治組織による生活ルールづくりの支援		
室内環境					2 室内環境の衛生指導	室内環境対策の周知 巡回相談からニーズ把握、対応協議		
					2 ベットと人の住み分けなど対応の検討	ベットと人の住み分けなど対応の検討		
生活環境 ペット対策	2	避難環境管理 巡回相談	同伴ペットについて	仮設浴場の設置(、応急給水など)に関する支援	2 生活状況(入浴状況)の把握と対応	仮設浴場衛生管理とともに健康的な生活方法の啓発		
	2	感染症予防 避難環境管理			2 生活状況の把握と対応(衛生害虫・布団乾燥・煙草煙・洗濯・入浴)	巡回相談からニーズ把握、対応協議		
生活環境 仮設浴場	2	避難所環境対策 (チェックリスト・定期訪問・環境指導)	長期化する生活環境上の対応(清掃・布団クリーニングなど)		2 長期化に対応した環境整備(過密緩和・畳・共同設備等)	改めて長期化した環境整備(過密緩和・畳・共同設備等)		
	3	生活環境 高度化ニーズ			3 同行訪問により、冷暖房・換気・通風・採光・水質など環境改善に関する相談対応	同行訪問により、冷暖房・換気・通風・採光・水質など環境改善に関する相談対応		
2.仮設住宅	3	仮設住宅入居者健 康ニーズ把握調査	生活環境上のニーズ把握 と相談業務 健康ニーズ把握調査訪問	管理栄養士 歯科衛生士 精神保健相談員	3 仮設住宅におけるニーズ把握と相談助言	同行訪問により、冷暖房・換気・通風・採光・水質など環境改善に関する相談対応		

注:保健師班の中間報告におけるPhase設定は、0(当日)、1(3日目まで)、2(2週間目まで)、3(1ヶ月まで)、4(1ヶ月以降)となっているが、ここでは環境衛生監視員班のそれに合わせて、2と3と2、4と3とした。

(平成21年度保健師班図表まとめ)

表3.2 保健師と環境衛生監視員の連携に関する認識(各班単独検討段階)の比較表—その他の場面

場(課題)	保健師班での認識			環境衛生監視員班での認識		
	Phase	PHNの役割	他職種との連携	Phase	EHOの役割	他職種との連携
3. 地域(自宅残留者およびイベント生活者を含む)						
環境衛生	1	水、排泄物、廃棄物、消毒薬などに関する業務 衛生管理状況の把握	食品衛生 栄養士	0、1	飲料水の衛生確保	水道事業者(応急給水)
飲料水	0			2	井戸水(水質検査相談)	衛生検査技師(水質検査) 食品衛生監視員(食品営業許可施設の検査)
排泄環境				1	排泄場所の応急確保・衛生管理指導	テント生活者や自宅居住者へのトイレ消毒法の指導・周知 巡回相談で入浴問題があれば、それへの情報提供
生活環境 入浴環境				1	公衆浴場状況調査	仮設浴場の衛生管理とともに健康的入浴方法の啓発
				2	仮設浴場設置調整・衛生監視	
生活環境 高度化ニーズ	2	日常生活(清掃・洗濯・布団乾燥など)に必要な當業施設実態 事務職 ボランティア	事務職 ボランティア	2	ニーズ対応への支援・情報提供	
4. その他		全戸ローラー訪問調査		3	テント生活者や自宅居住者の居住環境問題への対応	テント生活者や自宅居住者の居住環境ニーズの把握と対応策検討
遺体処置	0	遺体手当、遺族ケア	遺体処置、搬送等の対応	0、1	遺族対応・メンタルヘルス、安置所の衛生確保	医師・事務職(身元確認、書類発行)

注:保健師班の中間報告におけるPhase設定は、0(当日)、1(3日目まで)、2(2週間目まで)、3(1ヶ月まで)、4(1ヶ月以降)となっているが、ここでは環境衛生監視員班のそれに合わせて、2と3→2、4→3とした。

(平成21年度保健師班図表まとめ)

表4.1 保健師と環境衛生監視員の連携に関する認識(両班での検討終了段階)一避難所の場面

場(課題)	保健師班での認識			環境衛生監視員班での認識			保健師と環境衛生監視員の連携で行う具体的な支援内容
	Phase	PHNの役割	EHOとの連携	Phase	EHOの役割	PHNとの連携	
環境衛生 飲料水	0 飲料水の衛生確保	応急給水に関する支援	0 給水車等からの飲料水の衛生確保	0 給水車等からの飲料水の衛生確保	PHNへの連携	PHNとの連携	(飲料水の実態把握、情報提供) ・給水実施(可能)地域の確認(事業体情報の早期収集・提供) ・飲料水の備蓄や補給数 ・給水車から口にするまでの衛生管理指導(ボリタンク等) ・供給不可能な場合の救援方法
環境衛生 排泄環境	1 生活環境管理	避難所環境整備支援にすること	1 排泄場所の応急確保・衛生管理指導	1 避難所の総合的な衛生確保について多職種で協議し衛生ゾーン区分け実施、排泄場所・方法の決定、消毒条件整備と周知	PHNへの連携	PHNとの連携	(避難所の総合的な衛生確保、排泄環境の衛生管理) ・衛生ゾーンなどの決定と周知(その他職種とも協議) ・排泄場所の安全性の確認と整備 ・下水放流不可の場合、既設洗トイレ使用禁止 ・仮設トイレの使用方法・清掃・消毒の指導 ・手洗い、消毒にかかる指導 ・必要な物品や薬剤の使用状況の確認と確保供給
環境衛生 室内環境 生活用水	2 感染症予防 生活環境管理	避難所の環境管理について	2 仮設トイレの衛生指導	2 室内環境対策(保温・ごみ処理・換気など)生活用水の水質管理	PHNへの連携	PHNとの連携	(避難者による自主的な環境管理の支援) ・避難所被災者の生活状況の把握(人数、室温、自家発電、トイレ・自炊場、洗濯場) ・ゴミ集積場、道具、冷暖房など ・避難所生活ルール策定、協力要請 ・衛生具の確保と衛生指導 ・冷暖房・換気の指導 ・屎棄物処理に関する指導 ・うがい、手洗い、消毒方法の指導 ・生活用水の確保・衛生指導
生活環境 ペット対策	1 生活環境管理 感染症予防対策	生活環境管理、感染症予防について	1 ペットと人の住み分けなど応急対応の検討	1 ペットと人の住み分けなど応急対応の検討	巡回相談からニーズ把握、対応協議	巡回相談からニーズ把握、対応協議	(避難所内ペット対策) ・ペット数、種類の確認 ・ケージ等収容設備の確保 ・ペット同伴者のゾーン分け ・ペットの正しい飼い方の指導、安全性確認 ・動物救護施設の情報提供 ・保護動物などの情報提供 ・新しい会などの組織化・活動支援
生活環境 仮設浴場	2 生活環境管理	ペット対策について	1 動物救護施設	1 動物救護対策	巡回相談からニーズ把握、対応協議	巡回相談からニーズ把握、対応協議	(避難者の安全・健康的な入浴機会の提供) ・週1回の入浴が可能なよう情報収集。必要に応じ仮設浴場設置の要請 ・仮設浴場管理(浴場管理者・ボランティア確保) ・安全で衛生的な入浴方法について助言
生活環境 高度化ニーズ	2 感染症予防 生活環境管理	仮設浴場設置に関する支援	2 生活状況(入浴状況)の把握と対応 仮設浴場の衛生管理	2 生活状況(入浴状況)の把握と対応 仮設浴場の衛生管理	仮設浴場の衛生確保・衛生的入浴方法の啓発	仮設浴場の衛生確保・衛生的入浴方法の啓発	(生活環境の改善整備) ・プライバシー確保のための隔壁等の設置 ・インフルエンザ等患者(入院対象外)専用スペース確保 ・室温調整・換気・分煙対策 ・室内清掃、布団消毒・乾燥、洗濯など実態把握と情報提供 ・必要に応じ洗濯機、布団乾燥サービスの導入、空気清淨機設置
							(避難生活の長期化に対応した環境整備) ・過密緩和のための調整・工夫 ・共同設備の改善整備

注:保健師班の中間報告におけるPhase設定は、0(当日)、1(3日目まで)、2(2週間目まで)、3(1ヶ月まで)、4(1ヶ月以上)、5(2ヶ月以上)、6(3ヶ月以上)、7(4ヶ月以上)、8(5ヶ月以上)、9(6ヶ月以上)、10(7ヶ月以上)、11(8ヶ月以上)、12(9ヶ月以上)、13(10ヶ月以上)、14(11ヶ月以上)、15(12ヶ月以上)。

(平成21年度保健師団表まとめ)

表4.2 保健師と環境衛生監視員の連携に関する認識(両班での検討終了段階) —その他の場面

場(課題)	Phase PHNの役割	保健師班での認識	PHNとの連携	環境衛生監視員班での認識	保健師ヒ環境衛生監視員の連携で行つ具体的な支援内容
2.仮設住宅	3 仮設住宅生活 寒蟻把屋、相談 対応	仮設住宅におけるニーズ把握 と相談助言	EHQの役割 EHQとの連携	EHQの役割 EHQとの連携	(仮設住宅の生活環境上のニーズや課題の把握(飲料水、換気、通風、採光、防音、防寒・暑、騒音、排水、ごみ処理、ベット倒育、衛生看守養生等) ・個別ニーズに関する助言や指導 ・自会活動の体制や自主解決への指導
3 地域(自宅残留者およびテント生活者等を含む)					
環境衛生 飲料水	0、1 飲料水、生活用 水の衛生確保 2	水、排泄物、廃棄物、消 毒などに関する業務 井戸水、湧水などの水 質、応急給水、応急復日 に関する問合せについて	0、1 飲料水の衛生確保 2 井戸水(水質検査相談)	応急給水の衛生確保に關 する住民への指導・情報提 供 住民の相談についての情 報提供	(飲料水の実態把握、情報提供) ・給水実施(可能)地域の確認・事業体情報の早期収集・提供 ・飲料水の備蓄や補給數 ・給水車から口にするまでの衛生指導(ボルタンク等) ・供給不可能な場合の救援方法
環境衛生 排泄環境	1 排泄場所の応 急確保・衛生管 理指導	衛生管理状況の把握	1 排泄場所の応急確保・衛生管 理指導	テント生活者や自宅居住者 へのトイレ消毒法の指導。 周知	(排泄場所の衛生管理) ・排泄場所の安全性の確認と整備 ・排水放流不可の場合、既設水洗トイレ使用禁止 ・トイレの使用方法、清掃・消毒の指導 ・手洗い・消毒にかかる指導 ・必要な物品や薬剤の使用状況の確認
生活環境 入浴環境	2 浴場に關する情 報提供、衛生管 理、入浴に關す る保健指導	仮設浴場設置などに關す る支援	1 公衆浴場状況調査	巡回相談で入浴問題があ がれば、それへの情報提供	(入浴可能な場所に関する情報提供) ・近隣の公衆浴場の稼動、仮設浴場設置状況などに関する情 報提供
生活環境 高度化ニーズ	2 在宅、テント泊、車中泊等 などの被災者対 応	在宅、テント泊、車中泊、半壊等家 庭生活者の生活環境に について	2 仮設浴場設置調整・衛生監視 仮設浴場の運営・稼動状況 の情報提供	仮設浴場の衛生確保・衛生 的入浴方法の啓発 仮設浴場の運営・稼動状況 の情報提供	(入浴可能な場所・入浴方法に関する情報提供) ・稼動している公衆浴場、仮設浴場設置状況や安全で衛生的 な入浴方法に関する情報提供
地域環境 建物解体粉塵	2 日常生活に必 要な施設等の 情報提供	日常生活に必 要な施設等の 情報提供	2 日常生活(洗濯・布団乾燥・理 美容・宿泊など)に必要な営業 施設実態調査	テント生活者や自宅居住者 の居住環境ニーズの把握と の対応策検討	(テント・車中泊等の生活環境問題への対応) ・テント、車中泊、半壊など家庭生活者の生活環境実態把握 ・環境改善に必要な情報収集および提供
4.その他	0 遺体処置	0 遺体保管、遺族 ケア	0、1 遺体保管、搬送、衛生管 理等の対応	0、1 遺体処置の応急対応(棺やド ライアイスの確保、搬送調整)	(遺体保管・遺族ケア) ・遺体・遺骨の実態把握 ・仮保管方法の確立(場所・棺・ドライアイス等) ・消毒などに關する対応
					注:保健師班の中間報告におけるPhase設定は、0(当日)、1(3日目まで)、2(2週間目まで)、3(1ヶ月まで)、4(1ヶ月以降)などであるが、ここでは環境衛生監視員班のそれに合わせて、2と3→2、4→3とした。

(平成20年度管理栄養士班図表まとめ)

(表1) 中越沖地震時ににおける栄養・食生活支援活動

■ 発生状況

発生日時：平成19年7月16日（月）祝日 午前10時13分

震源地：新潟県上中越沖

マグニチュード6.8 震度6強

■ 被害状況（平成20年11月6日現在）

死者：15人 重傷者：2, 316人 傷害住宅：43, 006棟 最大時避難者数：12, 483人
電気（最大停電）：27, 132戸 都市ガス（最大停止）：35, 150戸 水道（最大断水）：61, 532戸

■ 活動規則法令等

・災害対策基本法

・災害救助法

・地域における行政栄養士による健康づくり及び栄養・食生活の改善について（厚生労働省通知 平成20年10月10日 健習発第1010003号）

・地域における行政栄養士による健康づくり及び栄養・食生活の改善の基本指針について（厚生労働省通知 平成20年10月10日 健習発第1010001号）

・新潟県地城防災計画（震災応援編）

・新潟県災害特需・食生活支援活動ガイドライン

・社会福祉施設における地震防災応急計画の作成について（厚生省課長通知 昭和55年1月16日 在地第5号）

・文部科学省防災業務計画（平成13年1月6日 12文科人第28号 文部科学大臣決定）

・特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（厚生省令第46号 平成11年3月31日／平成18年3月31日改正）

・特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について（通知 老癡第214号 平成12年3月17日／平成18年3月31日改正）

・養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（厚生省令第19号 平成14年7月1日／平成18年3月31日改正）

・養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について（通知 老癡第307号 平成12年3月30日／平成18年3月31日改正） 他

〔栄養指導班とは〕

災害による長期避難生活により健康及び適切な栄養状態を維持できない被災者に対し、食生活に関する相談等の活動を行ったために設置されたもの。設置については新潟県地域防災計画における栄養指導対策に位置付けられている。

班員の構成は、被災地域の保健所の栄養指導員を班長とし、必要に応じて他地域の保健所の栄養指導員及び新潟県栄養士会会員からなる。

事実経過（抽離地域）	住民の反応	管理栄養士の判断・行動	保健所長等の判断	管理栄養士の役割・業務（るべき委合せ）	対応に要した能力	反省・意見
7月16 （月） エヌズ 0	避難所数 76箇所 避難者数 10,583人 電気 停電 23,906戸 水道 断水 40,531戸 ガス 断水 35,000戸 食事提供 おにぎり、パン 提供開始	・恐怖 ・不安 ・負傷 ・ストレス ・高血圧 ・便秘 ・食料不足 ・水分摂取不足 ・不眠	《市町村》 ・避難所受付に從事し住民の状況把握 ・物資の配給（ミルク、離乳食、保育瓶、おにぎり、パン） ・給水の実施 《保健所》 ・現地確認（市対策本部、避難所設置状況等の確認） ・3食提供の給食施設（6施設）を優先し被害状況や食事提供状況等の情報を収集 ・給食施設からの食料・水及び物資調達支援を請求を受け、市対策本部、本庁に調達依頼のための調整 《本庁》 ・初動対応に関する指示を保健所へ発信（給食施設の被害や避難所の食事状況等の把握、栄養相談窓口の設置等） ・被害状況の情報集約 ・給食施設の不足物資の調達支援のための調整（県対策本部等）	《市町村》 ・被災者の健康・栄養状況、避難所、ナーフ化、食料供給等の把握 ・内部体制（災害対策本部、食料供給、焼き出し等）及び関係機関の災害対策体制の確認 《保健所》 ・管内の被害状況把握（給食施設の被害、被災者の健康・栄養状況、避難所、ナーフ化、食料供給等） ・地域の災害対策体制の確認 《本庁》 ・被災地状況（給食施設被害、被災者健康・栄養状況、避難所、ナーフ化、食料供給等）の情報集約 ・府内及び府外関係機関（地域振興局、市町村、県栄養士会等）の災害対策体制の確認 ・栄養・食生活支援方法及び体制（栄養士の派遣、県栄養士会やボランティア団体等の関係機関との連携等）の検討	・状況を的確に報告し判断を仰ぐ ・状況判断に必要な情報を収集する能力 ・被害状況をアセスメントする能力 ・今後の対応を予測し、今後連携が必要な関係部局・機関と折衝・調整する総合調整能力 ・市の役割の明確化が必要 ・保健所の役割の共有机会化が必要	・市町村と連携し、早期に栄養・食生活支援活動を実施できる体制を平常時より検討しておくる。 ・給食施設に対しては平常時より備蓄（食品、物品）を徹底しておく。 ・市町村の役割の明確化が必要

(平成20年度管理栄養士班図表まとめ)

事実経過(柏崎地域)		住民の反応	管理栄養士の判断・行動	保健所長等の判断	管理栄養士の役割・業務 (あるべき姿含む)	対応に要した能力	反省・意見
7/17 (火) 7/18 (水) フェイズ1	避難所数 76箇所 避難者数 8,837人 電気 停電 23,906戸 水道 断水 40,531戸 ガス 漏ガス 35,000戸 食事提供 自衛隊による給食支援開始	・恐怖 ・不安 ・負傷 ・ストレス ・高血圧 ・便祕 ・食料不足 ・水分摂取不足 ・不眠	《市町村》 ・高齢者用食品(かゆ等)の不足を把握し、調達要請(必要物資ニーズの把握) ・栄養相談窓口の設置と開設開閉知 《保健所》 ・栄養・食生活支援計画の作成 ・保健所管理栄養士を現長とする栄養指導班を設置 ・避難所を巡回し(食品衛生監視員と連携)、食事提供の状況及び支援要望を把握するとともに、栄養相談窓口設置を支援 ・離乳食の不足状況の把握を踏まえ、市対策本部及び本庁へ調達要請 《本庁》 ・現地確認及び今後の対策検討のため、管理栄養士を被災地保健所へ派遣 ・啓発チラシ発行(熱中症、脱水予防) ・県栄養士会との災害支援協定に基づく支援要請及び今後の対応の検討 ・栄養指導班体制を整えるための県内管理栄養士等の派遣の必要性を判断し、派遣調整(県内保健所、県栄養士会)を開始 ・災害弱者用の不足食品(離乳食)の調達支援のための調整(県対策本部) ・炊き出しぴボランティア不足の情報踏まえ、炊き出し可能な栄養・調理に関する専門団体へ協力要請 ・被災地の栄養指導対策にかかる予算調整	・栄養指導班設置の必要性 ・管理栄養士等派遣の必要性	《市町村》 ・被災者の健康・栄養状況、避難所、ライラク、食料供給等について把握 ・栄養相談窓口の開設指導・支援 《保健所》 ・管内の被害状況把握 ・栄養相談窓口の開設指導、課題整理 ・栄養・食生活支援方法及び体制整備のための検討、支援計画の作成 《本庁》 ・被災地栄養(県栄養士会)との調整 ・関係機関(県栄養士会)との調整 ・栄養・食生活支援のための個人的・管理栄養士等派遣) ・課題が解決するために連携・調整ができる能力	・被災者の避難状況や食事状況等を把握し、栄養アセスメントを行い、被災地域の栄養状態が判断できる能力 ・被災状況、被災者の栄養状態、関係機関の体制等を踏まえ、対応の優先順位をかけることができる能力 ・課題を解決するために連携・調整ができる能力	・食料供給体制を踏まえ、平常時から行つておくことが必要。 ・要援護者のリストアップを平常時より定期的に派遣できる体制を平常時より検討しておくと調整時間を短縮できたと思われる。 ・県栄養士会とは「災害時の救援活動に備える協定」が事前に締結されていたため早期に調整ができた。
7/19 (木) 7/22 (日) フェイズ2	避難所数 67箇所 避難者数 4,050人 電気 18日に復旧 水道 断水 37,734戸 ガス 断ガス 35,000戸 フェイズ2	・食事に対する不満(温かい食事の提供を望む等) ・避難所により食事内容に差(野菜不足、ご飯の量が多い) ・水分摂取不足 ・脳による体力消耗 ・疲労、睡眠不足による血圧上昇 ・運動不足 ・ハイリスク者の身体状況悪化 ・子どもの生活習慣、心のケア	《市町村》 ・避難所における離乳食相談 《保健所》 ・栄養指導班による個別栄養相談を実施するための調整(市村の保健部門、保健師、本庁担当者等) ・栄養指導班による巡回栄養相談の開始 《本庁》 ・栄養指導班設置に伴う栄養指導員の派遣及び県栄養士会員の派遣に関する調整 ・炊き出しぴボランティア調整 ・給食施設における不足物資の調達支援(県対策本部への依頼)	・被災地に対する中長期的な栄養・食生活支援の必要性	《市町村》 ・被災者の健康・栄養状況、避難所、ライラク、食料供給等について把握 《保健所》 ・管内の被害状況把握 ・管内の保健所による個別栄養相談を実施するための調整 ・不足している災害弱者用食品の調整 ・栄養・食生活支援実施計画の作成 《本庁》 ・被災状況の情報集約、課題整理	・栄養指導班を稼働させるため必要な情報を収集する能力 ・刻々と変化する被災地状況を踏まえ、今後の事態を予測し、栄養・食生活支援計画を作成し、必要な体制を整える能力 ・被災者の食生活状況等を踏まえ、必要に応じて関係職種(PHN、PSW等)と連携することができる能力 ・各機関にいる栄養士(県、市町村、栄養士会等)の連携コーディネート能力	

(平成20年度管理栄養士班図表まとめ)

	<p>避難所数 6 8箇所 避難者数 1,747人 水道 断水 22,304戸 復旧率 46.3%</p> <p>ガス 断ガス 30,273戸 復旧率 2.3%</p> <p>7/23 (月) ~ 7/29 (日)</p>	<p>・配給のかゆみ食の希望 者多い ・炊き出しの食事量多く、塩分が多い、疲労、体調不良、風邪症状の増加 ・生活習慣病悪化の恐れ高まる ・ストレス</p> <p>・被災者における糖尿病等の食事制限必要者の把握 ・栄養指導班とともに巡回栄養相談 ・離乳食、糖尿病食、腎臓病食等の不足を把握し、需要要詰(必要物資ニーズ)把握 ・食物アレルギー・相談窓口の周知</p> <p>・栄養指導班による個別栄養相談を実施するための調整・実施 ・管内の村栄養士を全面支援するための計画作成 ・アレルギーを有する被災者の状況把握及び市村との対応に関する調整</p> <p>・引き続き、保健所の栄養指導班の活動状況確認及び今後の対策の検討を踏まえ、管理栄養士把握活動に繋げるための計画作成及び市村と連携するための調整 ・被災地域状況の情報集約、課題整理</p> <p>・* 管理栄養士等による健康状況調査項目の検討 等 ・* 要援護者支援のための体制整備 ・* 食物アレルギー対応の体制整備</p>	<p>・被災者の健康・栄養状況、避難所、ライクや、食料供給等について把握 ・要援護者の実態把握及びその対応 ・食料供給の調整</p> <p>・管内の被害状況把握 ・管内の市村の栄養士を支援するための計画作成 ・要援護者支援のための調整</p> <p>・管内の市村の栄養士による個別栄養相談のための計画作成 ・被災地域状況の情報集約、課題整理</p> <p>・* 管理栄養士等による健康状況調査項目の検討 等 ・* 被災地域状況の情報集約、課題整理 ・* 食物アレルギー対応の体制整備</p>
	<p>避難所数 6 8箇所 避難者数 1,607人 水道 断水 2,206戸 復旧率 94.7%</p> <p>ガス 断ガス 26,427戸 復旧率 14.7%</p> <p>7/30 (月) ~ 8/5 (日)</p>	<p>・熱中症、脱水の危険性が高まる ・食中毒の危険性大 ・日中避難所には高齢者のみが残り、既症傾向 ・体調不良、疲労、不眠、不安の訴え、風邪症状、高血圧、便祕症状の増加 ・炊き出しのカロリーが多い ・不眠解消にアルコールに頼る人がでてきている ・男幼児の入浴が不十分</p>	<p>・被災者状況や支援状況を共有し、栄養指導活動に繋げるため避難所がて置保健師ミーティングに参加 ・栄養指導班とともに巡回栄養相談、炊き出しあん認 ・必要物資ニーズの把握、提供 ・「食生活・運動支援事業」 ・離乳食相談会</p> <p>・食物アレルギー対応に關して市・村とNPO法人との連携を調整</p> <p>・避難生活長期化に伴う食事作りに対する意欲低下を解消するための「食生活・運動支援事業」を実施するための調整</p> <p>・引き続き、保健所の栄養指導班の活動状況確認及び今後の対策の検討を踏まえ、管理栄養士把握活動の調整 ・食物アレルギーを有する被災者の支援体制を整えるため、関係団体と調整を開始 ・糖尿病等の要援護者支援のための対策の検討 ・予算調整</p>
	<p>避難所数 6 8箇所 避難者数 1,747人 水道 断水 22,304戸 復旧率 46.3%</p> <p>ガス 断ガス 30,273戸 復旧率 2.3%</p> <p>7/23 (月) ~ 7/29 (日)</p>	<p>・被災者の健康・栄養状況、避難所、ライクや、食料供給等について把握 ・要援護者の実態把握及びその対応 ・食料供給の調整</p> <p>・管内の被害状況把握 ・要援護者支援</p> <p>・教室企画 ・炊き出し調整</p> <p>・管内の被害状況把握 ・要援護者支援のための体制整備 ・今後の活動の見通しを踏まえた予算調整</p>	<p>・被災者の健康・栄養状況、避難所、ライクや、食料供給等について把握 ・要援護者の実態把握及びその対応 ・食料供給の調整</p> <p>・被災地域状況の情報集約、課題整理</p> <p>・* 被災地地域状況の情報集約、課題整理 ・* 食物アレルギー対応の体制整備</p>

(平成20年度管理栄養士班団表まとめ)

事実経過(柏崎地域)		住民の反応	管理栄養士の判断・行動	保健所長等の判断	管理栄養士の役割・業務 (るべき委合せ)	対応に要した能力	反省・意見
8/13 断ガス 3,007戸 (月) 食事提供 民間事業者による食事提供開始(柏崎市)	避難所数 51箇所 避難者数 772人	・避難所解散 ・仮設住宅入居開始 ・暑さ対策(蛇水・熱中症)	《市町村》 ・栄養指導班による巡回栄養相談の実施 《保健所》 ・栄養指導班による個別栄養相談実施状況をまとめ、関係機関に結果報告 ・仮設住宅入居者に対する長期的支援計画の作成、実施準備 《本庁》 ・栄養指導班への管理栄養士派遣のための調整確認、調整	《市町村》 ・長期的な栄養・食生活支援の必要性 《保健所》 ・今後の支援計画の検討 《本庁》 ・被災状況情報収集 ・被災者活動のまとめと評価、長期支援計画検討 《市町村》 ・被災状況情報収集、課題整理 ・被災者長期支援計画の作成 《本庁》 ・長期の支援計画の検討	《市町村》 ・被災者の健康・栄養状況、避難所、ライン等について把握 ・個別栄養相談の実施 《保健所》 ・管内の被害状況把握 ・放き出し体制の調整 ・個別栄養相談を実施するための調整(他職種との活動連携等) 《本庁》 ・被災地状況の情報集約、課題整理 ・被災状況や活動状況を踏まえた中・長期的な支援計画の作成 ・予算調整	・実施状況のまとめ、関係機関への情報提供し意見を集約する能力	
8/19 断ガス 1,300戸 (月) 食事提供 民間事業者による食事提供開始(柏崎市)	避難所数 29箇所 *8/31解散 避難者数 374人	・避難者が少なくなり、問題のある避難所も多くなる ・疲労の蓄積 ・食事バランスの偏り、肥満傾向 ・中学生の不眠、小学生のPTSD	《市町村》 ・巡回栄養相談の実施 ・仮設住宅健東状況調査 ・保健活動報告会 《保健所》 ・給食給食再開に向けた巡回指導 ・学校給食再開の実施 ・長期支援に向けた検討 《本庁》 ・長期的支援事業(健康サポート事業)の準備 *相崎地域災害特食生活支援システム検討会 *ケブ・コレビを活用した健康教育媒体の作成 ・災害活動の振り返りと活動のまとめ(HPにて全文掲載) ・保健活動報告会 《本庁》 ・被災地状況の情報集約、課題整理 ・活動の振り返り、まとめ ・被災者長期支援計画の作成、準備 ・給食施設支援	《市町村》 ・被災者の健康・栄養状況、避難所、仮設住宅、ライ			
8/20 断ガス 1,300戸 (月) 食事提供 民間事業者による食事提供開始(柏崎市)	8/27に復旧 (金)		《市町村》 ・被災者活動報告会 《保健所》 ・管内被災者等に関する情報収集 ・活動の振り返り、まとめ ・被災者長期支援計画の作成 ・給食施設支援	《市町村》 ・被災者の健康・栄養状況、避難所、仮設住宅、ライ			

(平成20年度管理栄養士班図表まとめ)

3 新潟県中越沖地震 栄養指導班稼働状況(7/16~8/31)

新潟県福祉保健部健康対策課

※人員派遣:①県保健所管理栄養士(ただし、8/20~8/31までは県立福祉施設管理栄養士一部含む)、②県栄養士会(協定に基づく派遣)

月 日	人員派遣(人)		避 難 所 支 援									在宅 支援	食 生 活 運動支援事業		給 食
			個別相談(人)												
	①	②	母子	高齢者	糖尿病	腎臓病	高血圧	その他	備考	合計	糖尿病	参加者 (人)	試食・レシピ 配布(人)	給食施設 巡回	
7月16日(月)															6
7月17日(火)	1										30				
7月18日(水)	2										48				
7月19日(木)	2										13				13
7月20日(金)	2										18				10
7月21日(土)	2										29				
7月22日(日)	1		1	1	2			1	脱水	5	21				
7月23日(月)	3										3				
7月24日(火)	3	3	1	2	9		14			26		8	2		
7月25日(水)	3	2	3	1	1					5		8			
7月26日(木)	3	3	1	5	6		3	2	便秘、脱水	17		8			
7月27日(金)	3	3			4	1		1	便秘	6		8			
7月28日(土)	3	1	1	4	7			4		16		6			
7月29日(日)	3	1			5			5		10		4			
7月30日(月)	3	2		1	4	1		3		9		7			
7月31日(火)	3	2			5	2	1			8	12	6			
8月1日(水)	3	2	5			3		3		11	9	5			
8月2日(木)	3	2			5			2	便秘、食欲不振			3			
8月3日(金)	3	2	1				1	4	便秘、胃切	6	13	5			
8月4日(土)	3	3			2					2		5		31	133
8月5日(日)	3	3			1					1		4		30	65
8月6日(月)	3	2		1	4	1		2	便秘	8		6			
8月7日(火)	3	2		1	8	1	1			11	5	6			
8月8日(水)	3	2				2				2		6		26	82
8月9日(木)	2	2		1	2	2				5		3			
8月10日(金)	3	2		1	8	3		1		13		6			
8月11日(土)	3	3						1		1		2		18	85